

上越市立板倉中学校いじめ防止基本方針

はじめに

この上越市立板倉中学校いじめ防止基本方針（以下「板倉中学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号 以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものです。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、当該生徒が、一定の人的関係^{※1}のある生徒等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的、形式的ではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って判断します。また、いじめには多くの態様^{※3}があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努めます。

- ※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指します。
- ※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。
- ※3 具体的ないじめの様態の例
 - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（※1～※3は、国の基本方針による）

- ※4 「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（令和2年12月25日制定 以下「条例」）のいじめの定義に、「いじめ類似行為」もいじめとして扱うことと追加された。「いじめ類似行為」とは、児童等が心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものをいう。（蓋然性とは「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。）
例えば・・・SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合。

(2) いじめに対する基本認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校・学級においても起こり得るもの。」であることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応することが大切です。

- ① 個々の職員がいじめを見逃さない鋭敏な感受性と「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」という強い認識をもち、また、いじめに対する指導は、学級活動や学習活動などのすべての教育活動で機能させるという共通認識に立ち日々の生徒指導に当たります。
- ② 学校は、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいきます。
- ③ いじめ問題への取組の重要性について、地域・家庭へも認識を広げ、学校を含めた三者が一体となった取組を推進していきます。

(3) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行います。
- ② 生徒会活動や学級活動の指導をとおして、生徒自らの力で「いじめ」のない学校を築こうとする姿勢を育てます。培う。
- ③ 校内研修や日々の情報交換等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止・対応に関する資質の向上を図ります。
- ④ 地域・保護者への啓発活動を推進する。また、警察、児童相談所、上越市教育委員会、民生児童委員等の関係機関や、中学校区の保育園、小学校、高等学校との連携の強化を図ります。

(4) いじめ防止等のための組織の設置および役割

- ① 設置の目的
いじめの防止等に関する設置を実効的に行うために、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という）を設置します。
- ② 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、学年生徒指導担当、当該学級担任とします。また、事案によってスクールカウンセラー、特別支援コーディネーターが参画したり、外部専門家等の参加・協力を得たりして柔軟に対応します。
- ③ 役割内容
 - ア 板倉中学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
 - エ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携、といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

2 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒との信頼関係の確立
生徒と温かい信頼関係をつくり上げていくにも、教職員は日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけ、生徒を一人の人間として尊重して、生徒の気持ちを理解できるようにします。
 - ア 全職員で「いじめ」に関する研修やカウンセリング研修等を実施する。
 - イ 教育相談体制の充実を図る。
- ② 生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力の育成
教育活動全体を通じて、「認められている」と感じることができるよう、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていきます。また、生徒の自主的、自治的な活動を推進していきます。
 - ア 生徒会活動、学級活動、部活動等で一人一人の生徒に役割や責任を与えることができる場を設定する。
 - イ 生徒会による、いじめ防止に関する活動を実施する。
 - ウ 地域での挨拶運動や地域貢献活動等をとおして社会性の育成を図る。
 - エ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施し、生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- ③ ネット上のいじめへの対応
情報モラル指導の講話会等をとおして、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者にならないよう継続的に指導します。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめのサインの早期発見
いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。そのため、教職員は日頃から生徒を詳細に観察し、行動や生活の様子の小さな変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを見逃さないよう努力していきます。
 - ア 休み時間や清掃時間、放課後など、生徒達と一緒に過ごす機会を大切にする。
 - イ 生活ノートや1か月の振り返りを含む「マインドチェック」などを活用し、生徒の変化を把握する。
 - ウ 毎週の生徒指導部会や生徒指導だより等をとおして、教職員同士で生徒情報を共有する。

② アンケート調査や教育相談を通じた把握

学校全体で定期的な教育相談の実施や、生徒が希望するときに相談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている生徒や周りの生徒、保護者が相談しやすい環境を整備します。また、教育相談前には、学校生活アンケートを実施し、生徒の実態を客観的に把握します。

ア 年間計画に教育相談週間を位置づけ、相談する時間を計画的に確保する。

イ 生徒の変化を察知したら、すぐに相談できる体制を整える。

ウ スクールカウンセラーや教育相談主任との連携を強化する。

エ 保護者が教職員に、気軽に相談しやすい関係を構築する。

オ 学期に1回以上のアンケート調査を実施する。

③ 保護者の責務

「条例第8条」に「保護者は、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学ぶ。」

「保護者は、生徒をいじめから保護する。」「保護者は、学校が講ずるいじめ等の対策に協力する。」とある。保護者は、生徒をいじめの被害者にも、加害者にもさせないように責任を負う。

④ 地域住民による早期発見

「条例第10条」に、「いじめ等を発見した場合または疑いがあると思われる場合は、教職員、保護者、その他の関係者へ情報の提供その他必要な配慮を行うよう努めるものとする。」とある。PTAや地域団体等に協力を依頼し、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめの早期解決のための取組

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関係している生徒に適切な指導を行います。また、特定の教職員で問題を抱え込まず、全職員に周知し、的確かつ迅速で組織的な対応をします。さらに保護者の方々へ誠意をもち対応させていただき、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立していきます。

ア いじめられた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

イ 対策会議で情報を共有し、対応を検討する。

ウ 多方面から情報を収集し、正確な事実を把握する。

エ 関係する保護者へ説明する。また、教育委員会へ連絡する。

② 問題解決のための適切な指導と支援

様々な立場からの情報を一元化し、全職員で指導方針を確認し、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒に適切な指導や支援を行います。そして、再びいじめを起こさないような学校づくり、集団づくりに取り組みます。なお、生徒の生命、身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署、児童相談所等と連携して対応させていただきます。

ア いじめられた生徒や保護者に対して誠意をもって対応する。

イ いじめた生徒に対して適切な指導・支援をすると同時に、その保護者に対しても助言していく。

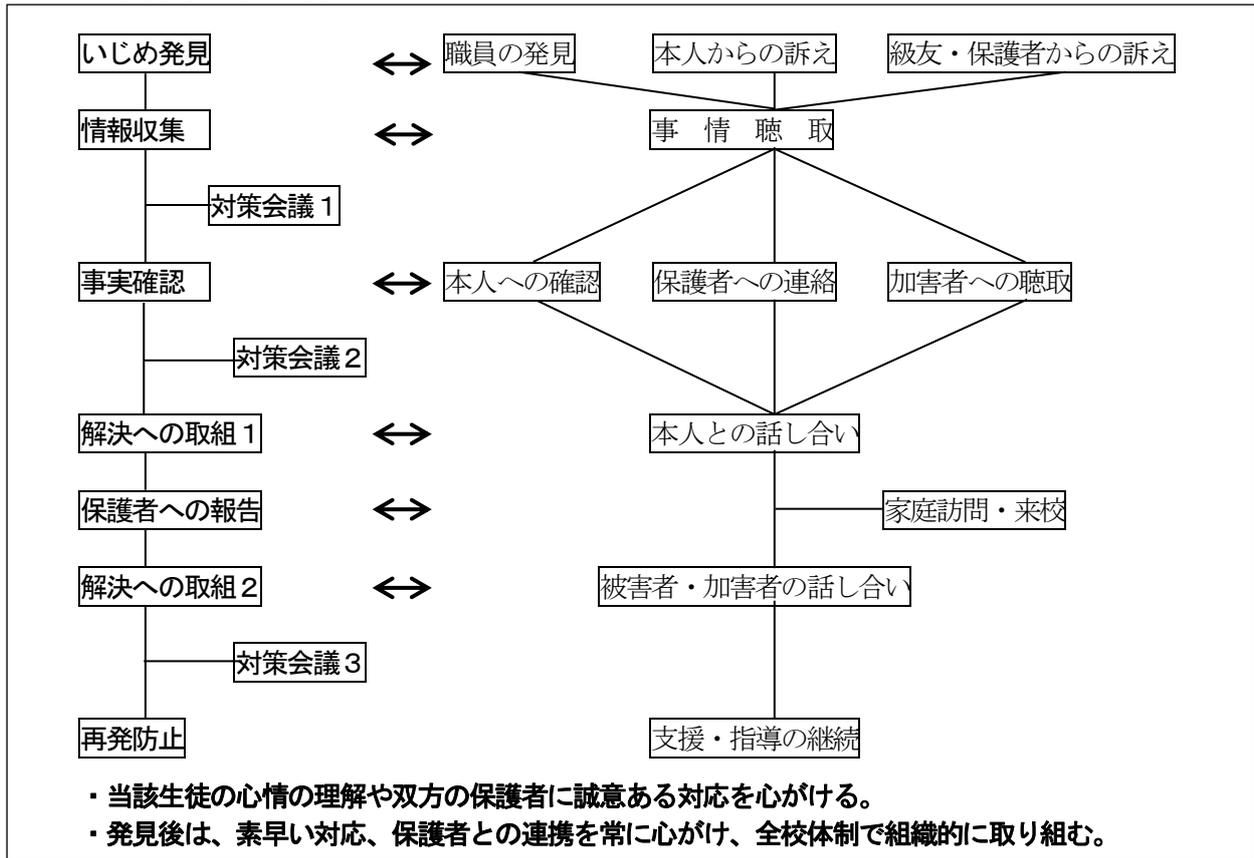
ウ 周りの生徒たちに対して、自分たちの問題であることを認識させる。

エ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、3か月以上心理的又は物理的な影響が止んでいる状態であること、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。いじめの被害が重大な場合、より長期の期間を設定する。

オ 経過観察を丁寧に行うと同時に、再発防止へ向けた指導を行う。

カ 「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応もありうる。

3 いじめ発見時の対応の流れ



4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- 等を想定

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合なども含む）

ウ 生徒や保護者から、いじめられていて上記アやイの重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態発生時の対応

○学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を教育委員会に報告する。
- オ 教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

○学校の設置者が調査主体となった場合

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

5 いじめの防止等のための取組の評価と改善

年間2回実施される学校評価アンケートを通じて、いじめの防止・対応に関する職員の自己評価、並びに生徒・保護者の評価を集約し、具体的な取組の改善を図ります。